

## 議第139号

### 建設工事請負契約書に基づく賠償金および遅延損害金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

建設工事請負契約書に基づく賠償金および遅延損害金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、建設工事請負契約書に基づく賠償金および遅延損害金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

#### 1 被告となるべき者の住所、氏名

滋賀県長浜市西浅井町大浦 217 番地 1

株式会社橋本工務店

代表取締役 橋 本 典 子

#### 2 請求額

45,704,320円およびこれに対する支払済みまでの年3%の割合による金員

#### 3 請求の要旨

滋賀県が株式会社橋本工務店と建設工事請負契約を締結した平成30年度第4号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事および令和元年度第3号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事の2工事について、同社代表取締役（当時）橋本市郎が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定に違反し、逮捕起訴され、令和2年11月21日に刑が確定した。当該2工事に係る建設工事請負契約書第46条の2において、受注者について刑法第96条の6の規定による刑が確定したときは、受注者は賠償金として、請負代金額の10分の2に該当する額を支払わなければならないとしており、滋賀県は、当該契約書の規定に基づき、被告となるべき者に賠償金の支払いを求めたが、被告となるべき者がこれに応じないことから、賠償金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起する。

#### 4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第139号  
建設工事請負契約書に基づく賠償金および遅延損害金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて